

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書を公告し、縦覧を開始するとともに、同準備書の説明会を開催しますのでお知らせします。公告、縦覧及び説明会の内容は下記のとおりです。

記

1. 公告日

平成24年9月28日

2. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称：内閣府沖縄総合事務局

国土交通省大阪航空局

(2) 代表者の氏名：内閣府沖縄総合事務局長 榎谷 裕司

国土交通省大阪航空局長 福内 直之

(3) 主たる事務所の所在地：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

3. 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称：那覇空港滑走路増設事業

(2) 対象事業の種類：滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更

公有水面の埋立て

(3) 対象事業の規模：(滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更) 滑走路の長さ2,700m

(公有水面の埋立て) 約160ヘクタール

4. 対象事業が実施されるべき区域

(滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更)

那覇市字大嶺、那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

(公有水面の埋立て)

那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

5. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

那覇市、浦添市、糸満市及び豊見城市

6. 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所：

(法第16条の規定に基づく縦覧場所)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室（空港整備課）

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

沖縄県行政情報センター

那覇市企画財務部企画調整課

浦添市市民部環境保全課

糸満市企画開発部秘書企画課

豊見城市企画部企画調整課

(その他の縦覧場所)

沖縄県中部土木事務所

沖縄県北部土木事務所

沖縄県宮古土木事務所

沖縄県八重山土木事務所

(2) 縦覧期間：平成24年9月28日～平成24年10月29日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 縦覧時間：9時00分から17時00分まで

7. 意見書の提出期限及びその他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限：平成24年11月12日まで

(2) 提出先：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第二地方合同庁舎二号館

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室(空港整備課)

大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第四号館

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港企画調整課

(3) 意見書の提出に必要な事項

・意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

② 意見書の提出の対象である準備書の名称

③ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

・意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

8. 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 那覇市

①日時 平成24年10月9日午後7時から午後9時まで

②場所 沖縄県市町村自治会館2階自治会館ホール(那覇市旭町106-37)

(2) 浦添市

①日時 平成24年10月10日午後7時から午後9時まで

- ②場所 浦添市産業振興センター結の街3階大研修室(浦添市勢理客4-13-1)
- (3) 豊見城市
- ①日時 平成24年10月15日午後7時から午後9時まで
- ②場所 豊見城市社会福祉センター2階レクリエーション室(豊見城市字平良467-4)
- (4) 糸満市
- ①日時 平成24年10月16日午後7時から午後9時まで
- ②場所 沖縄県立糸満青少年の家2階大講堂(糸満市字賀数347番地)
- ※会場へお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

9. ホームページによる閲覧

環境影響評価準備書は下記アドレスのホームページにて閲覧することができます。

沖縄総合事務局 URL:<http://www.dc.ogb.go.jp/Kyoku/information/nahakuukou/index.htm>

大阪航空局 URL:<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

以上

<問い合わせ先>

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 那覇空港プロジェクト室(空港整備課)
担当：藤澤、照屋 TEL：098-866-1921(直通)

国土交通省大阪航空局 空港部 空港企画調整課
担当：漆島、大久保 TEL：06-6949-6469

